

「これだけはおさえておきたい！」
マイナンバー制度のポイント」

日時：平成二十七年九月一日

(火)

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)

マイナンバー対応プロジェクト

副室長

若泉 和彦 氏

1. マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は行政のための制度である。マイナンバーは、複数の行政機関に存在する個人の情報に関する「同一人物の情報」であることを確認するための番号である。マイナンバーが導入されることにより、社会

保険料や税金の徴収漏れをなくする（現状では氏名しか確認できず、同一人物であるかの確認ができなかった（同性同名でも同一人物とは限らないため）。）

個人番号の記載がなされるのは、①通知カード、②個人番号カード、③住民票の三点である。

番号法（マイナンバー制度）には、直罰規定が設けられている。しかし、罪を犯す意思（故意）がない場合は処罰されない。

企業が個人番号の提供を受けても良いのは、自社が給与や報酬、借地料、配当などを支払う個人だけに限られる。短期のアルバイト、契約社員など平成28年度中に契約が満了する人については翌年の源泉徴収票作

成時にマイナンバーを取得することが困難になる可能性があるため、在職中にマイナンバー提供を受ける必要がある。

2. マイナンバーの取得・利用・提供のポイント

運転免許証を利用した身分確認は、国税分野の本人確認に準じて入社時等にしっかりやっていたら、以降は軽減できる。

新入社員・中途採用を除くすべての社員については、制度開始後最初に個人番号提供を受ける際に身分確認を実施する必要があるが、入社時に運転免許証等で身分確認をしている場合には、身分確認を省略できる。新入社員等は採用が決定して（雇用契約締結時）、個人番号の提供を受ける際に身分確認が必要。面接時の取得はできない。

外部の個人支払い先については取得する都度、身分確認と番号確認が必要。再取得せずに繰り返し使用することは違法ではなく、再取得しない場合、身分確認と番号確認は不要。契約を更新する場合は再取得を省略できる。一度取得した外部の方で、個人番号を（法定保存期間の範囲で）保存している場合、同一人物であることが確認できることを条件に再取得を省略できる。

特定個人番号ファイルを利用した場合には必ず記録を残す。いつ、だれが、なんの目的で特定個人番号ファイルを参照した、書き加えた、訂正した、削除した等を記載する。記録は事務が電子化されている場合、システムログ、アクセスログ等でもよい。記録が残っていないのに、個人番号の電子データが変わっている、あるいは個人番号の記

載された書類が書き換わっている場合、外部からのデータ改ざんや書類のすり替えなど、重要な事故の可能性がある。重大事故を早期に発見するためにも利用の記録は重要である。

企業が保有しているマイナンバーを社外に提供できるのは①マイナンバーを取り扱う事務を他の事業者へ委託する場合、②マイナンバーが記載された書類を役所に提出する場合である。何時、誰が、なんの目的で誰に提出(提供)したのを必ず記録に残す必要がある。

3. マイナンバーの保管・廃棄のポイント

法定保存期間のある帳票とその元データは、保存してよいが期限が切れたらかならず廃棄・消去を行う。社内の文書規程でもっとながく保管する場合でも、

個人番号は削除・消去しなければならぬ。

特定個人番号ファイル(個人番号)を廃棄した場合には必ず記憶を残す。廃棄を外部に委託する場合には、廃棄した旨の報告書(マニフェスト)を必ず受取り証拠として保管する。

4. マイナンバー委託のポイント

委託先の監督義務は委託した企業にある。①委託先の適切な選定、②安全管理措置に対する委託契約の締結、③委託先における特定個人情報取り扱い状況の把握等をしつかりやらなければならぬ。

5. マイナンバーの安全管理措置

情報漏洩の事故の80%は内部不正等の人的要因で発生して

いる。要員の監督、要員も教育を徹底する必要がある。「言われなくてもわかるだろう」では情報を守れない。「言わなければならぬ」を前提に「わかっている」も何度も念押し」する必要がある。

6. 実務上の課題と対応策

・従業員及びその扶養家族の個人番号の提供をいかに円滑に受けるか
・従業員以外の個人の支払先からの提供をいかに円滑に受けるか。
・要員の教員・訓練

7. まとめ

・番号法は、個人番号を取り扱う全ての事業者を対象にしている。
・直罰規定があり、従業員による盗用などが起きた場合には厳

しい罰則がある。

・政府から安全管理措置について、ガイドラインが提示されており、その遵守が求められる。
・システムの改修や新規導入を予定している場合、マイナンバーを必要の範囲を超えて利用できないような措置を講じる、担当者以外が、照会・出力・更新等ができないような措置を講じる。盗用などの事故がおきないような措置を講じる必要がある。

以上